

改正概要説明書	
国名：インド	法令名：特許法
改正情報：2021年8月13日施行	
<p><b>改正概要：</b></p> <p>2021年4月、審判所改革（合理化・サービス条件）条例2021が公布され、インド審判委員会（IPAB）は即時廃止された。IPAB 継続中の案件は、デリー、ムンバイ、コルカタ、チェンナイ、アーメダバードの高裁に移管された。</p> <p>これに伴い審判部に係る条項が改正された。（第52条、第58条、第59条、第64条、第76条、第113条、第151条、第71条、第116条、第117条、第117A条、第117B条、第117C条、第117D条、第117E条、第117F条、第117G条、第117H条、第159条）</p>	
<p><b>改正内容：</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>第52条、第58条、第59条、第64条、第76条、第113条、第151条</b> 「審判部」が削除された。</li> <li>・ <b>第67条</b> (1)において、特許登録簿に記載すべき詳細が明確化された。</li> <li>・ <b>第71条、第117A条、第117E条</b> 「審判部裁判所」が「高等裁判所」に変更された。</li> <li>・ <b>第116条、第117条、第117B条、第117C条、第117D条、第117F条、第117G条、第117H条</b> 削除された。</li> <li>・ <b>第128条</b> 特許代理人による署名に関して明確化された。</li> <li>・ <b>第159条</b> 審判部職員に関する記述が削除された。</li> </ul>	